



平成 30 年 11 月 7 日

関東信越税理士会新潟県支部連合会 様

五泉市長 伊藤 勝美

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施について(お知らせ)

日頃より、市政に対しまして多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
当市におきまして、住民票の写し等の不正請求の抑止や、市民の人権やプライバシー保護を目的として「五泉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」を下記のとおり施行することになりました。

つきましては、今後第三者からの住民票等の交付請求があった場合は、登録者に対しその旨を通知することとなりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。  
また、会員の皆様にご周知くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 制度の内容 別添「要綱」及び「説明資料」のとおり
- 2 施行予定日 平成 30 年 12 月 1 日

## 五泉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録のあった者に対し、その交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。)等を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得(以下「不正取得等」という。)による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し
  - (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- 2 この要綱において「第三者等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 住基法第12条第1項又は住基法第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
  - (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は住基法第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等を請求する者
  - (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
  - (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者

### (登録対象者)

第 3 条 登録の申請の日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録され、又は記載されている者(消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。)
- (2) 戸籍法の規定により本市の戸籍に記録され、又は記載されている者(除かれた戸籍に記録又は記載されている者を含む。)

(登録の申請等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(希望する者が15歳未満であるときは、その法定代理人。以下「申請者」という。)は、あらかじめ、五泉市本人通知制度事前登録申請書(様式第1号)により、市長に登録を申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 個人番号カード
- (4) 住民基本台帳カード(本人の顔写真が貼付されたものに限る。)
- (5) 官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本人による申請であることを証するものとして市長が適当と認めるもの

3 第1項の規定による申請を代理人により行う場合は、当該代理人に係る前項に定める書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人戸籍謄本等その他その資格を証明する書類。ただし、備付けの公簿の記録又は記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。
- (2) 法定代理人以外の代理人委任状

4 申請者が次のいずれかに該当する場合は、郵送により当該申請をすることができる。この場合において、前2項の規定により書類の提示を要するときは、当該書類の写しの提出をもって、これに代えることができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請をすることができない場合
- (2) 本市の区域以外の区域に居住している場合

(登録の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、五泉市本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に氏名、住所その他必要な事項を登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者(以下「登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(本人通知の実施)

第6条 市長は、登録者名簿に登録した日の翌日以後に登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、五泉市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により、登録

- 者(登録者が15歳未満である場合は、当該登録者の法定代理人)に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、住民票の写し等を交付した日から起算して、30日を経過する日以降速やかに、行うものとする。

(登録の変更)

- 第7条 登録者は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、五泉市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。
- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者名簿における当該事項について修正し、又は抹消するものとする。

(登録の廃止・抹消)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を抹消するものとする。
- (1) 前条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
  - (2) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 登録者が国外に転出したとき。
  - (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
  - (5) 登録者に係る消除された住民票、消除された戸籍の附票及び除かれた戸籍の保存期間が経過したとき。
  - (6) 前条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、次条第1項の規定による通知書が返戻されてきたとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項に該当することにより登録を抹消する場合は、登録者名簿へ廃止の旨を記載し、第5条第2項により講じた措置について解除するものとする。

(登録の有無にかかわらず通知)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定に基づく登録者名簿への登録有無にかかわらず、五泉市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により、当該住民票の写し等に係る請求書又は申出書に交付請求対象者として記載された者に通知することができる。ただし、当該住民票の写し等に係る請求書又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているときその他の理由により通知できないときは、この限りでない。
- (1) 住民票の写し等を取得した者に対し、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは同法第134条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定したとき。

(2) 国、県その他関係機関の通知等により、不正取得等をした事実が明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長がこれらに準ずると認めるとき。

2 市長は、前項に規定する通知をしようとする場合において、必要と認めるときは、住民票の写し等を取得した者等に対し、当該住民票の写し等が正当に取得されたものであるかについて確認することができる。

3 市長は、住民票の写し等を取得した者等に対し、前項の規定に基づき、相当の期間を指定して、別に定める書面をもって回答すべきことを求めた場合、次の各号に掲げるときは、不正取得等であるものと認め、第1項に規定する通知を行い、かつ、当該住民票の写し等の返還を求めるものとする。

(1) 回答を求められた者が指定された期間内に回答をしなかったとき。

(2) 回答された内容から当該請求が正当と認めることができないとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度等の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

五泉市長 様

五泉市本人通知制度事前登録申請書

五泉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日		
申請者氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	
現住所	〒 -		
本籍			
電話番号	〔自宅・携帯・その他（ ）〕		

通知を希望する	<input type="checkbox"/> 住民票関係証明のすべて <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 ※現在、五泉市に住居登録している方のみ対象 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票） <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明書 ※住民票が除かれた時の住所
	<input type="checkbox"/> 戸籍関係証明のすべて <input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）記載事項証明書

代理人が申請する場合は、以下の欄も記入してください。

申請区分	法定代理人（ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人） <input type="checkbox"/> 任意代理人		
代理人氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	
代理人住所	〒 -		
電話番号	〔自宅・携帯・その他（ ）〕		

裏面に記載の、制度の説明及び注意事項をよく読んで下記に署名してください。

申請にあたり、本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

裏面の説明及び注意事項を理解し同意します。

署名（自署）

※ 以下は記入しないでください。

【本人確認】 免許証・旅券・住基C・番号C・保険証・年金手帳・その他（ ）	受付日	受付者：
	登録日	登録者：
【代理権確認】 戸籍・登記事項証明書・委任状・その他（ ）	住基記入	入力者：
	戸籍入力	入力者：

## I 本人通知制度について

### 1. 本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等に交付した場合、事前に登録された方(以下「登録者」という。)に対し、その交付の事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利及び利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事を知る権利を保障することを目的とした制度です。

制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意のうえ申請してください。

【注】第三者等から住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否する、あるいは交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。

また、第三者等からの請求が不正請求であったかを市が調査する制度でもありません。

### 2. 通知の時期及び方法

登録受付日の翌日以降、第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付した日の属する月の翌月の30日を経過した日以降速やかに、登録者へ「五泉市住民票の写し等交付通知書」(以下「通知書」という。)を郵送します。

### 3. 通知の対象にならない請求

- ・登録者本人又は同一世帯員からの、住民票関連の証明書の請求
- ・登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者・直系尊属卑属からの、戸籍関連の証明書の請求
- ・国又は地方公共団体等からの請求

### 4. 通知する項目

(1)交付年月日 (2)交付請求者区分(請求者の種別) (3)交付した種類 (4)交付通数

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報に記載されません。

※五泉市個人情報保護条例に基づき、通知のあった交付請求書の開示請求を行うことができます。

ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者【注】の氏名等を除き、第三者等に関する個人情報は開示しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【注】「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

### 5. 事前登録について

- (1)登録の申請受付は、市役所市民課市民係及び支所地域振興課市民係の窓口で受け付けます。
- (2)代理人により登録を申し出ることができます。
- (3)郵便による登録を申し出ることができます。
- (4)住民異動届や戸籍の届出等により登録事項(住所、本籍等)に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。
- (5)登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、以下に該当した場合は登録を抹消します。
  - ・死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき
  - ・海外に転出したとき
  - ・住民票が職権消除されたとき
  - ・通知対象の住民票除票等が保存期間経過により全て廃棄されたとき
  - ・(4)の変更届出をしなかったために通知書が返戻されたとき

## II その他

1. 登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 申請時に必要な書類(本人・代理人であることを証する書類)

【本人の場合】 住民基本台帳カード・個人番号カード・運転免許証・パスポート等本人確認できる書類

【代理人の場合】 本人確認できる書類のほか、戸籍謄本・登記事項証明書・委任状等代理人を証する書類





五泉市本人通知制度登録者名簿

登録者No. \_\_\_\_\_

登録内容			
登録年月日	年 月 日	氏 名	
		生年月日	年 月 日
現住所	〒 -		
本 籍			
通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票関係証明のすべて <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(除票) <input type="checkbox"/> 住民票(除票)記載事項証明書		
	<input type="checkbox"/> 戸籍関係証明のすべて <input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍)の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍(除票)の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍)記載事項証明書		
廃止日	年 月 日	廃止理由	<input type="checkbox"/> 廃止届 <input type="checkbox"/> 通知未達 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 職 消 <input type="checkbox"/> 国外転出 <input type="checkbox"/> 他
備 考			

五泉市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

五泉市長 様

五泉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり登録の（変更・廃止）を届け出ます。

届出日	年 月 日		
届出者氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒 ー	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・その他( )

代理人が届出する場合は、以下の欄も記入してください。

申請者区分	法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 ) <input type="checkbox"/> 任意代理人		
代理人氏名		生年月日	年 月 日
代理人住所	〒 ー	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・その他( )

・通知対象証明書の（追加・削除）

対象証明書	<input type="checkbox"/> 住民票関係証明のすべて <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票） <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明書	
	<input type="checkbox"/> 戸籍関係証明のすべて <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）記載事項証明書	

・通知対象住所の（追加・削除）

対象住所	〒 ー	住所を定めた日： 年 月 日
------	-----	----------------

・通知対象本籍の（追加・削除）

対象本籍	筆頭者： 戸籍の届出日： 年 月 日
------	--------------------

・登録の（変更・廃止）

本人通知の変更及び登録を廃止します。 署名（自署）
---------------------------

◎届出の際は、次の書類を提示又は提出してください。

【本人の場合】 住民基本台帳カード・個人番号カード・運転免許証・パスポート等本人確認できる書類

【代理人の場合】 本人確認できる書類のほか、戸籍謄本・登記事項証明書・委任状等代理人を証する書類

※ 以下は記入しないでください。

【本人確認】	免許証・旅券・住基C・番号C・保険証 ・年金手帳・その他( )	受付日	・	・	受付者：
		登録日	・	・	登録者：
【代理権確認】	戸籍・登記事項証明書・委任状 ・その他( )	住基記入	・	・	入力者：
		戸籍入力	・	・	入力者：

様式第4号（第6条関係）

五市第 号  
平成 年 月 日

様

五泉市長 伊藤 勝美  
（所管 市民課）

### 五泉市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、五泉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱 条の規定により通知します。

交付年月日	交付請求者区分	交付した住民票の写し等の種類	通数
年 月 日	<input type="checkbox"/> 本人等の代理人 <input type="checkbox"/> 個人による第三者請求 <input type="checkbox"/> 法人による第三者請求 <input type="checkbox"/> 特定事務受任者	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票） <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）記載事項証明書	

この通知に関するお問い合わせ

五泉市 市民課 市民係

担当：

電話：

# 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

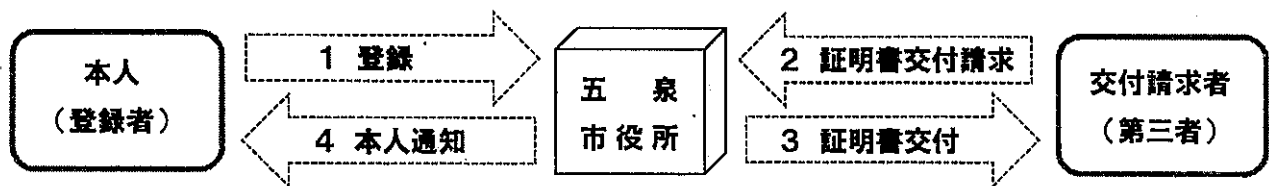
五泉市

## 1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄・抄本などを第三者に交付したときに、その交付の事実を事前に登録した人に通知する制度です。

この制度により、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑止し、個人の権利が侵害されることを防止します。

※第三者から登録者についての住民票の写し等の交付請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度ではありません。また、交付ができないようにする制度でもありません。



## 2 第三者とは

この制度では、次のとおり分類します。

(第三者による住民票の写し等の交付請求は法令に基づいて行われます。)

### 本人等の代理人

- ・本人等からの依頼を受け、委任状を持参した人
- 「本人等」については、4※「本人等とは」をご参照ください

### 代理人以外の第三者

- ・自己の権利を行使し、または義務を履行するために必要がある人
- ・住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由のある人
- ・職務上必要な請求をする特定事務受任者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）

## 3 本人通知の対象となる証明書

- (1) 住民票の写し（除かれた住民票を含む）
- (2) 住民票の記載事項証明書（除かれたものを含む）
- (3) 戸籍の附票の写し（除かれた附票を含む）
- (4) 戸籍の謄本及び抄本（全部・個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍を含む）
- (5) 戸籍の記載事項証明書

## 4 本人通知の対象とならない請求(第三者による請求に該当しないため対象となりません)

- ・本人等からの(1)～(5)の請求
- ・国や地方公共団体の機関からの公用請求

### ※本人等とは

住民票関係(1)(2)…本人、本人と同一世帯の人

戸籍関係(3)～(5)…本人、本人の配偶者、同一戸籍の人、直系尊属又は直系卑属

直系尊属…父母(養父母)・祖父母など自分より前の世代で、直通する系統の親族。

叔父・叔母・配偶者の父母・祖父母は含まれません。

直系卑属…子(養子)・孫など自分よりも後の世代で、直通する系統の親族。

兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。

## 5 本人通知の内容

登録をした人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、その交付事実を通知書として郵送します。『五泉市住民票の写し等交付通知書』には、次の項目が記載されます。

- ・ 証明書の交付年月日
- ・ 交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄・抄本等）
- ・ 交付した通数
- ・ 交付請求者の種別（本人等の代理人・代理人以外の第三者）

## 6 開示請求

本人通知に記載された内容についてさらに詳しく知りたい場合は、五泉市個人情報保護条例に基づいて自己情報開示請求をすることができます。

ただし、開示請求が認められた場合においても、五泉市個人情報保護条例の規定の範囲内での情報の開示になります。

## 7 登録できる人(次のいずれかに該当する人)

- ・ 五泉市の住民基本台帳に記録されている人（転出等で5年以内に除かれた人も含む）
  - ・ 五泉市の戸籍（除籍等含む）及び戸籍の附票（除かれた附票含む）に記載されている人
- ※個人単位での登録となります。

## 8 登録の受付窓口

市役所市民課市民係及び支所地域振興課市民係（開庁日の午前8時30分～午後5時15分）

## 9 登録に必要なもの

- (1) 『五泉市本人通知制度事前登録申請書』（受付窓口にあります）
- (2) 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードなど）  
※法定代理人（15歳未満の未成年者の親権者など）により申請する場合
  - ・ (1)(2)のほか、戸籍謄本などその資格を証明する書類ただし、五泉市に本籍があり、市でその資格が確認できる場合は不要です。  
※法定代理人以外の代理人（登録を希望する人から委任を受けた人）により申請する場合
  - ・ (1)(2)のほか、委任状

## 10 郵送による登録

五泉市外にお住まいの方や、病気などやむを得ない事情により窓口に来ることができない方は、郵送による登録申請も受け付けます。

「9 登録に必要なもの」を郵送してください。本人確認書類は、写しを同封してください。郵便が届いた日に審査を行い、登録となります。

宛て先：〒959-1692 新潟県五泉市太田1094-1 五泉市役所 市民課 本人通知制度担当 宛

## 11 登録内容の変更・廃止

住所異動や戸籍届出等により登録内容に変更が生じたときは、『五泉市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書』を提出してください。変更の届出がないと本人通知の送付ができない場合がありますので、ご注意ください。

登録を廃止したいときも届出をしてください。なお、登録者が死亡したとき、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。

問合せ先 五泉市役所 市民課市民係

電話 0250-43-3911

村松支所 地域振興課市民係

電話 0250-58-7181